

特定健診・後期高齢者健診の

受診期限は1月31日(日)です!

特定健康診査・後期高齢者健康診査の受診期限は1月31日(日)です。三鷹市国民健康保険に加入している40～74歳の方の特定健診、75歳以上の後期高齢者健診の対象者には、すでに受診票をお送りしています。期間間際は大変混雑しますので、早めの受診をお願いします。

◆40～74歳の健康診査について

市が実施してきた基本健康診査に代わり、平成20年度からは、みなさんが加入している医療保険の保険者が特定健診を行っています。平成21年4月1日から継続して市の国民健康保険に加入している方には、市から特定健診の受診票をお届けしています。

※会社等にお勤めの方やその扶養家族の方は、各自が加入している健康保険組合などにお問い合わせください。受診の際、市独自の健診項目を受診できる場合があります。くわしくは受診する医療機関でご確認ください。

※三鷹市国民健康保険から他の保険に変わった方や転出をした方は、脱退の手続きをお願いします。

☎保険課特定健診係 ☎46-3271

社会保険などの被扶養者の方で、

これから特定健診を受診される方へ

社会保険などの被扶養者の方で、市の特定健診実施医療機関で特定健診の受診が可能なお方には、胸部X線などの市独自項目を追加して同時に受診できる場合があります。特定健診では受診期間が3月31日(木)までの場合がありますが、社会保険などの被扶養者の市独自項目については受診期間が3月13日(土)までです。

期間間際は大変混雑しますので、早めの受診をお願いします。なお、受診方法については、医療保険者から「特定健康診査受診券」を受け取った後、直接実施医療機関に予約を入れてください。

☎総合保健センター ☎46-3254

女性特有のがん検診無料クーポン券 をお持ちのかたへ

子宮がん検診または乳がん検診の無料クーポン券の有効期間は3月13日です。無料クーポン券をお持ちの方は早めに受診してください。

◆対象となる検診

「子宮頸がん検診」および「乳がん(マンモグラフィ)検診」(※人間ドックや職場検診は対象外、市内の協力医療機関で受診してください)

▲市内在住で、次の年齢に該当する女性

〈子宮頸がん検診〉

年齢	生年月日
20歳	昭和63(1988)年4月2日～平成元(1989)年4月1日
25歳	昭和58(1983)年4月2日～昭和59(1984)年4月1日
30歳	昭和53(1978)年4月2日～昭和54(1979)年4月1日
35歳	昭和48(1973)年4月2日～昭和49(1974)年4月1日
40歳	昭和43(1968)年4月2日～昭和44(1969)年4月1日

〈乳がん検診〉

年齢	生年月日
40歳	昭和43(1968)年4月2日～昭和44(1969)年4月1日
45歳	昭和38(1963)年4月2日～昭和39(1964)年4月1日
50歳	昭和33(1958)年4月2日～昭和34(1959)年4月1日
55歳	昭和28(1953)年4月2日～昭和29(1954)年4月1日
60歳	昭和23(1948)年4月2日～昭和24(1949)年4月1日

※対象年齢で、平成21年9月1日以降に転入してきた方・無料クーポン券を紛失した方は、総合保健センター ☎46-3254へお問い合わせください。

※市外へ転出した方は、転出先の区市町村検診担当へお問い合わせください。

☎同センター ☎46-3254

麻しん風しん混合 ワクチン(MR)の 予防接種は お済みですか

第2期・3期・4期の方には平成21年4月上旬に予診票を送付しています。公費接種の期限は3月31日(木)です。予診票をお持ちで、まだ接種を受けていない方は、早めに接種をお願いします。

▲第1期=満1歳～2歳未満(満1歳になる少し前に予診票を送付)、第2期=5

歳～7歳未満の就学前1年間のお子さん(年長児)、第3期=中学1年生の年齢の方(平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれの方)、第4期=高校3年生相当の年齢の方(平成3年4月2日～平成4年4月1日生まれの方)

☎総合保健センター ☎46-3254

※転入や紛失などで予診票がない方は、同センターへお問い合わせください。

※調布市・武蔵野市・杉並区・世田谷区の協力医療機関でも、三鷹市の予診票で接種を受けることができます。

介護保険料は社会保険料控除の対象です

平成21年1～12月に納めた介護保険料は、所得税の社会保険料控除の対象になります。第1号被保険者(65歳以上)の方は、次の書類で納付額をご確認ください。

◆お支払方法と確認書類

①特別徴収=平成21年分公的年金などの源泉徴収票

②普通徴収(現金納付)=三鷹市介護保険料領収証書

③普通徴収(口座振替)=口座の通帳または、市から1月にお送りした「納付済金額のお知らせ」

※65歳未満の方の介護保険料は、加入している健康保険(「国民健康保険」の場合は保険課、「職場などの健康保険」の場合は各健康保険の担当者)に確認してください。

☎高齢者支援室 ☎内線2687

医療費控除、障害者控除の証明書を発行します

確定申告などで控除を受ける方に、控除を証明する書類を発行します。発行には数日かかります。

◆おむつに係る費用の医療費控除確認書

▲①～③すべてに該当する方

①おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降

②要介護・要支援認定の通知を受けている

③認定時の「主治医意見書」の記入日が平成21年中(介護保険認定の有効期限が13カ月以上のものは前年)で、寝たきりで尿失禁の可能性が確認できる方

※初めておむつ代の医療費控除を受ける方は、医師によるおむつ使用証明書が必要です。

※確定申告などには、おむつ代の領収書も必要です。

◆65歳以上で障害者手帳などが無い方の障害者控除または特別障害者控除認定書

▲65歳以上で寝たきりなどの状態にあり、要介護・要支援認定の通知を受けていて障害者控除対象者認定基準に該当する方、または寝たきりなどの状態に該当する医師の診断書をお持ちの方

☎問い合わせも高齢者支援室(市役所1階12番窓口) ☎内線2624へ

介護保険サービス利用料の一部は医療費控除の対象です

サービス区分	サービス種類
居宅サービス(医療系)	訪問看護、通所リハビリなど
居宅サービス(福祉系)	訪問介護、通所介護など(医療系の居宅サービスと合わせて利用した場合のみ)
施設サービス(医療系)	介護老人保健施設、介護療養型医療施設
施設サービス(福祉系)	介護老人福祉施設

控除の対象になる費用の内容など、くわしくは市のホームページをご覧になるか、高齢者支援室 ☎内線2686へお問い合わせください。

